

意 義

違法性の承継

01-1 違法性の承継

■ 図表 違法性の承継

内容 違法性の承継とは、先行する行政行為に対する出訴期間が経過したにもかかわらず、後行する行政行為に対する取消訴訟において、先行する行政行為の瑕疵を理由として、後行する行政行為も違法であると主張することができるかという問題をいう。

■ 図表 違法性の承継の具体例

肯定例	否定例
① 農地の買収計画と買収処分(最判昭	① 課税処分と滞納処分(最判昭51.4.27)
25.9.15)	
② 土地収用の事業認定と収用委員会の収用裁	
決	
③ 知事の安全認定と建築主事の建築確認(最判	
平21.12.17)	

■ 判例 違法性の承継

	東京都建築安全条例事件(最判平21.12.17)
事案	Aは、Y区長から、安全認定処分、同区建築主事から建築確認を受けた。これに対して、マンション建設予定地の周辺住民Xは、Y区を相手に、安全認定・建築確認等の取消しを求めて出訴した。
争点	安全認定が行われた上で建築確認がされている場合、安全認定が取り消されていなくても、建築確認の取消訴訟において、安全認定が違法であるために本件条例4条1項所定の接道義務の違反があると主張することは許されるか。
判旨	建築確認における接道要件充足の有無の判断と、安全認定における安全上の支障の有無の判断は、異なる機関がそれぞれの権限に基づき行うこととされているが、もともとは一体的に行われていたものであり、避難又は通行の安全の確保という同一の目的を達成するために行われるものである。そして、安全認定は、建築主に対し建築確認申請手続における一定の地位を与えるものであり、建築確認と結合して初めてその効果を発揮するのである。 他方、安全認定があっても、これを申請者以外の者に通知することは予定されておらず、建築確認があるまでは工事が行われることもないから、周辺住民等これを争おうとする者がその存在を速やかに知ることができるとは限らない(これに対し、建築確認については、工事の施工者は、法89条1項に従い建築確認があった旨の表示を工事現場にしなければならない。)。そうすると、安全認定について、その適否を争うための手続的保障がこれを争おうとする者に十分に与えられているというのは困難である。仮に周辺住民等が安全認定の存在を知ったとしても、その者において、安全認定によって直ちに不利益を受けることはなく、建築確認があった段階で初めて不利益が現実化すると考え

て、その段階までは争訟の提起という手段は執らないという判断をすることがあながち 不合理であるともいえない。

以上の事情を考慮すると、安全認定が行われた上で建築確認がされている場合、安全認定が取り消されていなくても、建築確認の取消訴訟において、安全認定が違法であるために本件条例4条1項所定の接道義務の違反があると主張することは許されると解するのが相当である。